

# 国家戦略特別区域 区域計画 (案)

## 目次

|        |           |   |
|--------|-----------|---|
| 1. 東京圏 | ・ ・ ・ ・ ・ | 1 |
| 2. 関西圏 | ・ ・ ・ ・ ・ | 3 |
| 3. 養父市 | ・ ・ ・ ・ ・ | 5 |
| 4. 沖縄県 | ・ ・ ・ ・ ・ | 6 |
| 5. 仙北市 | ・ ・ ・ ・ ・ | 7 |
| 6. 仙台市 | ・ ・ ・ ・ ・ | 8 |
| 7. 愛知県 | ・ ・ ・ ・ ・ | 9 |

## 東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

### 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

#### (2) 名称：国家戦略都市計画建築物等整備事業

内容：都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例

(国家戦略特別区域法第21条に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業)

- ⑥ 東京建物株式会社が、八重洲一丁目地区において、東京駅と空港及び地方へのアクセスを強化する大規模地下バスターミナル、国際医療施設、国際ビジネス交流等の拠点を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙11～14のとおり決定又は変更する。【平成32年10月に着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（八重洲一丁目6地区） 別紙11

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画日本橋・東京駅前地区地区計画 別紙12
- ・東京都市計画自動車ターミナル第7号八重洲一丁目バスターミナル 別紙13
- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業東京駅前八重洲一丁目東地区第一種市街地再開発事業 別紙14

※別紙省略

- ⑦ 三井不動産株式会社が、八重洲二丁目地区において、東京駅と空港及び地方へのアクセスを強化する大規模地下バスターミナル、国際観光・情報発信施設、国際ビジネス交流等の拠点を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙12、15～17のとおり決定又は変更する。【平成30年1月に着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（八重洲二丁目1地区） 別紙15

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画日本橋・東京駅前地区地区計画 別紙12(再掲)
- ・東京都市計画自動車ターミナル第8号八重洲二丁目バスターミナル 別紙16
- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業 別紙17

※別紙省略

- ⑧ 森ビル株式会社が、愛宕地区において、外国人等の滞在ニーズに対応した住宅・サービスアパートメント・外国人居住者等の生活支援施設を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 18 のとおり変更する。【平成 28 年 6 月に着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

・東京都市計画地区計画愛宕地区地区計画 別紙 18

※別紙省略

- (7) 名称：公証人役場外定款認証事業

内容：公証人役場外での定款認証に係る公証人法の特例

(国家戦略特別区域法第 12 条の 2 に規定する公証人役場外定款認証事業)

外国人を含めた開業が促進されるよう、法人設立手続のワンストップ化を図るため、公証人が、4－(2)に定める「東京開業ワンストップセンター」(東京都港区赤坂 1-12-32)において、定款の認証を行うこととする。

【平成 27 年 10 月より実施】

- (8) 名称：国家戦略特別区域限定保育士事業

内容：保育士資格に係る児童福祉法等の特例

(国家戦略特別区域法第 12 条の 4 に規定する国家戦略特別区域限定保育士事業)

- ① 保育士不足解消等に向けて、神奈川県がその県内全域において国家戦略特別区域限定保育士試験を実施する。【平成 27 年度より実施】

- ② 保育士不足解消等に向けて、千葉県が成田市内全域において国家戦略特別区域限定保育士試験を実施する。【平成 27 年度より実施】

## 関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

### 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

#### (3) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各事業者等が、それぞれの公道を活用し、収益施設、利便施設、にぎわいや景観創出のための施設等を設置する。

本事業に係る道路の区域及び施設等の種類は、別紙1に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第5条の施設等、別紙2に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第5条第1号、第2号及び第5号の施設等、別紙3～6に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第5条第4号の施設等とする。(事業実施の際は、清掃活動、迂回路等の交通案内、自転車マナーの啓発の実施などの措置を併せて講ずる。)

① 一般社団法人グランフロント大阪 TMO  
・九条梅田線、工業学校表通線（別紙1、2）

※平成27年3月19日認定済

#### ② 姫路市

・都市計画道路駅前幹線、市道幹第3号、区画道路区10-2号、都市計画道路飾磨幹線、都市計画道路内環状東線（別紙3～6）

【平成28年4月を目途に実施】

※別紙省略

#### (6) 名称：国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業

内容：iPS細胞から製造する試験用細胞等への血液使用の解禁に係る安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の特例

(国家戦略特別区域法第20条の3に規定する国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業)

株式会社iPSポータル（京都市上京区）が、再生医療技術を活用し、医薬品の研究開発等に係る国際競争力を強化するため、血液を使用して、業として、iPS細胞から試験用細胞等を製造する。【平成28年1月より実施】

(7) 名称：国家戦略特別区域限定保育士事業

内容：保育士資格に係る児童福祉法等の特例

(国家戦略特別区域法第 12 条の 4 に規定する国家戦略特別区域限定保育士事業)

保育士不足解消等に向けて、大阪府がその府内全域において、国家戦略特別区域限定保育士試験を実施する。【平成27年度より実施】

## 養父市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

### 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

#### (2) 名称：農業法人経営多角化等促進事業

内容：農業生産法人に係る農地法等の特例

（国家戦略特別区域法第18条に規定する農業法人経営多角化等促進事業）

以下に掲げる法人が、養父市内の農業者等と連携して農地法等の特例を活用した新たな農業生産法人を設立し、又は特例農業法人となって、養父市内の耕作放棄地を含む農地を利用しながら農作物の生産・加工を行う。

⑨ 株式会社トーヨーエネルギーファーム（福島県相馬市）〔営農作物：トマト〕  
【平成27年10月を目途に設立】

⑩ 山陽 Amnak 株式会社（兵庫県三木市）〔営農作物：米〕  
【平成27年9月を目途に設立】

⑪ 福井建設株式会社（兵庫県養父市）及び株式会社オーク（兵庫県豊岡市）  
〔営農作物：米〕【平成27年10月を目途に設立】

#### (5) 名称：国家戦略特別区域高年齢退職者就業促進事業

内容：高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の特例

（国家戦略特別区域法第24条の2に規定する国家戦略特別区域高年齢退職者就業促進事業）

公益社団法人兵庫県シルバー人材センター協会（兵庫県神戸市）が、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の特例を活用し、高年齢退職者の就業の促進を図るための労働者派遣事業を行う。【直ちに実施】

### 3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画が実施されることにより、国家戦略特別区域である養父市において企業や地域の高齢者など多様な担い手が農業に参入し効率的・先進的な生産に取り組むとともに農業者自らも農畜産物の利用拡大に取り組むことを通じ、中山間地における農地の効率的利用や革新的農業の推進、生産の拡大が図られ、養父市における農業等の産業の競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

## 沖縄県 国家戦略特別区域 区域計画（案）

### 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

#### (2) 名称：国家戦略特別区域限定保育士事業

内容：保育士資格に係る児童福祉法等の特例

（国家戦略特別区域法第12条の4に規定する国家戦略特別区域限定保育士事業）

保育士不足解消等に向けて、沖縄県がその県内全域において、国家戦略特別区域限定保育士試験を実施する。【平成27年度より実施】

## 仙北市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

### 1 国家戦略特別区域の名称

「仙北市 地方創生・近未来特区」

### 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

#### (1) 名称：国有林野活用促進事業

内容：国有林野の管理経営に関する法律の特例

(国家戦略特別区域法第16条の2に規定する国有林野活用促進事業)

仙北市内において、以下の事業者が田沢湖周辺地区の10haの国有林野を活用し、森林空間を高度利用した生産方式（併せ行う放牧を含む）を導入し、森林の新たな価値を創造するとともに、食産業の振興等を図る。

- ① 有限会社グランビア（東京都及び秋田県仙北市）〔栽培作物：ハーブや果樹等〕【平成28年4月より実施】

#### (2) 名称：農業法人経営多角化等促進事業

内容：農業生産法人に係る農地法等の特例

(国家戦略特別区域法第18条に規定する農業法人経営多角化等促進事業)

仙北市内において、以下の事業者が農地法等の特例を活用した新たな農業生産法人を設立し、高機能農作物の生産・加工を行う。

- ① 株式会社メディカルファーム仙北（秋田県仙北市）〔営農作物：ハーブ〕【平成27年9月を目途に設立】

### 3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、多様な担い手が農業・林業に参入し、効率的・先進的な生産に取り組むとともに、素材を活用した6次産業化の推進を通じ、仙北市における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。



## 仙台市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

### 1 国家戦略特別区域の名称

「仙台市 国家戦略特別区域」

### 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

#### (1) 名称：特定非営利活動法人設立促進事業

内容：NPO法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例

(国家戦略特別区域法第24条の4に規定する特定非営利活動法人設立促進事業)

新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手でもある特定非営利活動法人（NPO法人）の設立を促進するため、仙台市が所轄庁として実施するNPO法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、2月から2週間に短縮する。【平成27年9月より実施】

#### (2) 名称：国家戦略特別区域限定保育士事業

内容：保育士資格に係る児童福祉法等の特例

(国家戦略特別区域法第12条の4に規定する国家戦略特別区域限定保育士事業)

保育士不足解消に向けて、仙台市がその市内全域において、国家戦略特別区域限定保育士試験を実施する。【平成28年度より実施】

### 3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、保育士確保による女性の社会参加が促されるとともに、社会起業の増加による社会的課題の解決と雇用の創出の両立が図られ、仙台市における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

## 愛知県 国家戦略特別区域 区域計画（案）

### 1 国家戦略特別区域の名称

「愛知県 国家戦略特別区域」

### 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

#### (1) 名称：農地等効率的利用促進事業

内容：農業委員会と市町村の事務分担に係る特例

(国家戦略特別区域法第19条に規定する農地等効率的利用促進事業)

常滑市と常滑市農業委員会との同意に基づき、常滑市内全域の農地について、農地法第3条第1項本文に掲げる権利の設定又は移転に係る同委員会の事務の全部を、常滑市長が行う。【直ちに実施】

#### (2) 名称：農業法人経営多角化等促進事業

内容：農業生産法人に係る農地法等の特例

(国家戦略特別区域法第18条に規定する農業法人経営多角化等推進事業)

以下に掲げる法人が、農地法等の特例を活用した特例農業法人となって、常滑市内において農畜産物の生産・加工・販売を行う。

① 株式会社ブルーチップファーム（愛知県常滑市）[営農作物：果物等]  
【直ちに移行】

② 有限会社デイリーファーム（愛知県常滑市）[営農作物等：採卵鶏、野菜]  
【直ちに移行】

#### (3) 名称：地域農畜産物利用促進事業

内容：農家レストラン設置に係る特例

(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる法人が、自社や常滑市内において製造された農畜産物を活用し、農家レストランを設置する。

① 株式会社ブルーチップファーム（愛知県常滑市）  
設置場所：愛知県常滑市内【平成27年度より実施】

② 有限会社デイリーファーム（愛知県常滑市）  
設置場所：愛知県常滑市内【平成28年度より実施】

(4) 名称：農業への信用保証制度の適用 関連事業

内容：農業への信用保証制度の適用

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

愛知県が、新たな制度融資を創設し、商工業とともに常滑市内で農業を営む中小企業者等が、愛知県信用保証協会の保証を得て資金融通を受けることができるようにする。【平成 27 年度より実施】

(5) 名称：保険外併用療養に関する特例 関連事業

内容：保険外併用療養に関する特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる医療機関が、米国、英国、フランス、ドイツ、カナダ若しくはオーストラリアにおいて承認を受けている医薬品等であって、日本においては未承認の医薬品等又は日本において適応外の医薬品等を用いる技術すべてを対象として、保険外併用療養に関する特例を活用し、迅速に先進医療を提供できるようにする。

① 名古屋大学医学部附属病院（名古屋市昭和区）【平成 27 年度より実施】

(例) 13-cis レチノイン酸、GD2 抗体のハイリスク神経芽腫への適用など

② 独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター（名古屋市中区）

【平成 27 年度より実施】

(例) がんや血液疾患における分子標的治療や細胞療法など

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、農業、医療等の総合的な規制改革の実現が図られ、愛知県における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

4 法第 10 条第 1 項に規定する構造改革特別区域法の特定事業の名称及び内容

(1) 名称：民間事業者による公社管理道路運営事業

内容：公社管理道路運営事業の特例

(構造改革特別区域法第 28 条の 3 に規定する民間事業者による公社管理道路運営事業)

愛知県道路公社が管理する有料道路 8 路線※について、公社管理道路運営権を設定し、利用料金を自らの収入として収受させる等、民間事業者による公社管理道路運営事業を実施する。【平成 28 年度より実施】

※ 知多半島道路、南知多道路、知多横断道路、中部国際空港連絡道路、衣浦トンネル、猿投グリーンロード、衣浦豊田道路、名古屋瀬戸道路

- i) 実施主体：区域計画の認定後、愛知県道路公社から、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（P F I 法）に基づく公共施設等運営権を付与された民間事業者
- ii) 開始の日：国家戦略特別区域計画の認定を受けた日
- iii) 区域の範囲：名古屋市、半田市、碧南市、豊田市、常滑市、東海市、大府市、知立市、日進市、長久手市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町の区域（※上記の有料道路8路線が所在する市町の区域）